



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年5月30日火曜日 第1764号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	469
愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....	482

告 示

特別保護地区の指定案の縦覧（2件）.....	484
医療機関の指定（2件）.....	484
施術機関の指定.....	485
指定医療機関の名称の変更.....	485
指定医療機関の廃止の届出.....	485
介護機関の指定（6件）.....	486
指定介護機関の所在地の変更（2件）.....	491
救急病院の撤回.....	492
救急診療所の協力申出.....	492
医療機関の指定.....	492
指定医療機関の廃止.....	492
指定医師の所在地の変更.....	493
指定医師の辞退の届出.....	493
肥料登録有効期間の更新.....	494
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	494
土地改良事業の工事完了の届出.....	494
土地改良事業の工事の完了（3件）.....	494
保安林の指定.....	495
保安林の指定の解除.....	495
保安林の指定施業要件の変更（2件）.....	495
公共測量の終了の通知.....	496
道路の区域変更（一般国道197号）.....	496
開発行為に関する工事の完了.....	496

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	497
----------------------------	-----

教育委員会公告

平成19年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施.....	497
-------------------------------	-----

規 則

○愛媛県規則第41号

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年5月30日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成13年愛媛県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（動物取扱業の登録証の亡失の届出）

第4条 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「省令」という。）第2条第8項（省令第4条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定による届出は、動物取扱業登録証亡失届出書（様式第1号）を提出してするものとする。

第5条から第11条までを次のように改める。

（動物取扱業の登録証の返納）

第5条 省令第2条第9項（省令第4条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定による返納は、登録証に動物取扱業登録証返納届（様式第2号）を添えてするものとする。

（動物取扱業者登録簿の閲覧）

第6条 法第15条の規定により動物取扱業者登録簿（以下「登録簿」という。）を閲覧に供するため、動物愛護センター内に動物取扱業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を置く。

2 閲覧所の休業日は、愛媛県動物愛護センター運営規則（平成14年愛媛県規則第73号）に規定する動物愛護センターの休館日とする。

3 閲覧所における閲覧時間は、県の執務時間とする。

4 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある動物取扱業者登録簿閲覧申込書（様式第3号）に必要な事項を記入し、知事の承認を受けなければならない。

5 前項の規定により閲覧の承認を受けた者（以下「閲覧者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 登録簿は、所定の場所で閲覧し、外へ持ち出さないこと。

(2) 登録簿を亡失し、損傷し、若しくは汚損し、又はこれに加筆しないこと。

(3) 他の閲覧者に迷惑を及ぼさないこと。

(4) 登録簿の閲覧が終わったときは、確実に係員に返還すること。

(5) その他係員の指示に従うこと。

6 知事は、閲覧者が前項の規定に違反した場合又はそのおそれがある場合には、その閲覧を禁止することができる。

7 登録簿の閲覧は、無料とする。

（動物取扱責任者研修）

第7条 法第22条第3項の規定による動物取扱責任者研修を受講しようとする者は、動物取扱責任者研修受講申込書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の動物取扱責任者研修の課程を修了した者に対し、動物取扱責任者研修修了証（様式第5号）を交付するものとする。

3 動物取扱業者は、動物取扱責任者に第1項の動物取扱責任者研修に代えて他の都道府県知事が開催する動物取扱責任者研修を受けさせることができる。

(特定動物の飼養又は保管の許可の有効期間)

第8条 法第26条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の有効期間は、特定動物の全ての種類について5年とする。

(特定動物の飼養又は保管の許可に係る許可証の亡失の届出)

第9条 省令第15条第8項(省令第18条第4項の規定により準用する場合を含む。)の規定による届出は、特定動物飼養・保管許可証亡失届出書(様式第6号)を提出してするものとする。

(特定動物の飼養又は保管の許可に係る許可証の返納)

第10条 省令第15条第9項(省令第18条第4項の規定により準用する場合を含む。)の規定による返納は、特定動物飼養・保管許可証返納届(様式第7号)を添えてするものとする。

(識別措置変更の届出)

第11条 特定動物の飼養又は保管の方法の細目(平成18年1月環境省告示第22号)第2条第2項の規定による変更の届出は、特定動物識別措置変更届出書(様式第8号)を提出してするものとする。

第16条を第20条とする。

第15条中「条例」を「法律、省令、条例」に改め、同条を第19条とする。

第14条中「第25条第2項」を「第19条第2項」に、「様式第9号」を「様式第13号」に改め、同条を第18条とする。

第13条中「第21条第1項」を「第15条第1項」に、「様式第8号」を「様式第12号」に改め、同条を第17条とする。

第12条の3中「第18条の4」を「第12条」に、「様式第7号の4」を「様式第11号」に改め、同条を第16条とする。

第12条の2中「第18条の3第2項」を「第11条第2項」に、「第20条」を「第14条」に、「様式第7号の3」を「様式第10号」に改め、同条を第15条とする。

第12条の見出し中「危険な動物等」を「特定動物等」に改め、同条中「第20条」を「第14条」に、「第18条の3第1項」を「第11条第1項」に、「危険な動物等」を「特定動物等」に改め、同条第1号から第4号までの規定中「危険な動物等」を「特定動物等」に改め、同条を第14条とする。

第11条の3中「第18条の3第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第11条の2中「第18条第1項」を「第35条第1項」に、「様式第7号の2」を「様式第9号」に改め、同条を第12条とする。

別表第1から別表第3までを削る。

様式第1号から様式第7号までを次のように改める。

様式第1号(第4条関係) 動物取扱業登録証亡失届出書

動物取扱業登録証亡失届出書

年 月 日

愛媛県知事 殿

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒

電話番号

記

1 事業所の名称	
2 事業所の所在地	電話番号
3 登録年月日	年 月 日
4 登録番号	
5 動物取扱業の種別	販売 保管 貸出し 訓練 展示
6 亡失した事情	
7 備 考	

注1 該当する の中に、レ印を付すること。

2 「6 亡失した事情」欄には、登録証を亡失した状況、理由等を記入すること。

3 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第2号(第5条関係) 動物取扱業登録証返納届

年 月 日

愛媛県知事

殿

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒

電話番号

動物取扱業登録証返納届

〔登録を取り消された
登録証の再交付を受けた後において、亡失した登録証を発見した(回復した)〕ので、動物の
愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号)第2条第9項の規定に基づき、登
録証を返納します。

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第3号(第6条関係) 動物取扱業者登録簿閲覧申込書

動物取扱業者登録簿閲覧申込書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住 所
氏 名

動物取扱業者の
名称又は氏名

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第4号(第7条関係) 動物取扱責任者研修受講申込書

動物取扱責任者研修受講申込書

年 月 日

愛媛県知事

殿

住 所

申込者氏名

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第22条第3項の研修を受講したいので、手数料を添えて申し込みます。

事業所	名称	
	所在地	
修了証	番号	第 号
	交付年月日	年 月 日
愛媛県収入証紙 ちょう付欄		

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 印の欄は、記入しないこと。

3 愛媛県収入証紙ちょう付欄には、証紙を貼り付けること。

様式第5号(第7条関係) 動物取扱責任者研修修了証

第 号

動物取扱責任者研修修了証

氏 名
(生年月日)
事業所の名称
事業所の所在地

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第22条第3項に規定により、動物取扱責任者研修を修了したことを証する。

愛媛県知事

印

研修修了年月日 年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第6号(第9条関係) 特定動物飼養・保管許可証亡失届出書

特定動物飼養・保管許可証亡失届出書

年 月 日

愛媛県知事

殿

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒

電話番号

記

1 許 可 年 月 日	
2 許 可 番 号	
3 特 定 動 物 の 種 類	
4 許可証を亡失した事情	
5 備 考	

注1 「4 許可証を亡失した事情」欄には、許可証を亡失した状況、理由等を記入すること。

2 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「5 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第7号(第10条関係) 特定動物飼養・保管許可証返納届

年 月 日

愛媛県知事

殿

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒

電話番号

特定動物飼養・保管許可証返納届

（許可を取り消された
許可を受けた者が（死亡・合併・分割・解散）した
許可証の再交付を受けた後において、亡失した許可証を発見した（回復した））
）ので、動物の

愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第2条第9項の規定に基づき、登録証を返納します。

注 1 不要の文字は、抹消すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第9号中「第14条」を「第18条」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

(裏)

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年
愛媛県条例第12号)(抜粋)

(報告の徴収及び立入調査等)

第19条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、動物の所有者若しくは占有者に対し必要な事項について報告を求め、又はその職員に、飼養施設のある土地若しくは建物その他関係のある場所に立ち入り、動物の飼養若しくは保管に関し、飼養施設その他の物件を調査させ、資料を提出させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査、資料の提出命令又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査、資料の提出命令又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(動物愛護管理員)

第20条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第34条第1項の規定に基づき、法第24条第1項又は法第33条第1項の規定による立入検査、前条第1項の規定による立入調査等その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

第5章 罰則

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

(1)~(2) 省略

(3) 第19条第1項の規定による報告の徴収に対し報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

様式第9号を様式第13号とする。

様式第8号中「第13条」を「第17条」に、「危険な動物等」を「特定動物等」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第7号の4中「第12条の3」を「第16条」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第7号の3中「第12条の2」を「第15条」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第7号の2中「第11条の2」を「第12条」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第7号の次に次の1様式を加える。

様式第8号(第11条関係) 識別措置変更届出書

識 別 措 置 変 更 届 出 書

年 月 日

愛媛県知事

殿

届出者 氏 名
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 住 所 〒
 電話番号

記

1 許 可 内 容	(1)許 可 年 月 日	年 月 日	
	(2)許 可 番 号		
	(3)特定動物の種類		
2 特定動物に係る 情報	(1)性 別	雄 雌 不明 その他()	
	(2)外見上の特徴		
3 変更 内容	(1) 変更前	①識別措置の種類	マイクロチップ 脚環 入れ墨、翼帯等 標識の掲出 その他()
		②識 別 番 号	
	(2) 変更後	①識別措置の種類	マイクロチップ 脚環 その他()
		②識 別 番 号	
4 変 更 年 月 日	年 月 日		
5 変 更 理 由	特定動物が幼齢なものとして告示で定める月齢・大きさを超えたため マイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有したため 都道府県知事が認める場合又は定める場合でなくなったため その他()		
6 添 付 書 類	マイクロチップの埋込み等に関する獣医師又は行政機関の発行した証明書 脚環の装着状況を撮影した写真 その他()		
7 連 絡 先			

- 注1 該当する の中に、レ印を付すること。
 2 特定動物の数が多く「特定動物に係る情報」欄に書ききれない場合は、変更前及び変更後の対
 照関係が明らかとなるよう別紙に記載し添付すること。
 3 添付書類
 (1) マイクロチップによる識別措置が実施されている場合は、獣医師が発行したマイクロチップ
 の埋込みをした事実及びマイクロチップの識別番号に係る証明書若しくは獣医師又は行政機関
 が発行したマイクロチップの識別番号に係る証明書を添付すること。
 (2) 脚環の場合は、装着状況が分かるように撮影した写真を添付すること。
 4 この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

○愛媛県規則第42号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第15号中「及び広報県民課情報公開課長補佐」を「広報県民課情報公開課長補佐及び交通指導課取締課長補佐」に改める。

第5条第3項の表中「五 選挙管理委員会事務局の地方書記長」を「五 選挙管理委員会事務局の地方書記長
六 警察署の交通課交通係長（松山東警察署にあ

つては、交通第二課指導取締係長）」に改める。

第7条第1項第3号中「第5号」を「第4号及び第6号」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 警察本部の交通指導課取締課長補佐に委任させる事務は、警察本部に属する会計事務のうち、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第4項に規定する放置違反金（以下「放置違反金」という。）及び同条第13項に規定する延滞金の収納及び保管に関すること。

第115条の表歳入歳出外現金の項中「医療技術大学奨学研究費交付金」を「医療技術大学奨学研究費交付金
仮納付による放置違反金に相当する金額」に改める。

第117条の次に次の1条を加える。

（仮納付による放置違反金に相当する金額の受入れ）

第117条の2 放置違反金に相当する金額の仮納付については、払込書によりしなければならない。

様式第11号中「様式第11号（第24条、第198条、第225条関係）」を「様式第11号（第24条、第117条の2、第198条
様式第11号（その1）

、第225条関係）」に改め、同様式に次のように加える。

」

様式第11号（その2）

領収済通知書

（お願い） この用紙は、直接機械読取りをしますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

ID

払
込
人

殿

帳票区分	所 属	出納区分	年 度	会 計																	
1	3	4	8	9	10	11	12	13	14	15											
放 置 違 反 金																					
県	警察署	年度	月 日	識別番号	一連番号	CD	納付区分														
16	17	18	20	21	22	23	26	27	29	30	32	33	34	35							
金額	51													62							
本庁各課 (地方機関)名																					
上記の金額を領収しました。													領収の印								
													63	70							
歳入徴収者 愛媛県出納長(室長) 殿																					
日 計 日 年 月 日																					

収 納 票

払
込
人

殿

帳票区分	所 属	出納区分	年 度	会 計										
放 置 違 反 金														
県	警察署	年度	月 日	識別番号	一連番号	CD	納付区分							
金額														
本庁各課 (地方機関)名														
													領収の印	

払込書兼領収書

払
込
人

殿

帳票区分	所 属	出納区分	年 度	会 計											
放 置 違 反 金															
県	警察署	年度	月 日	識別番号	一連番号	CD	納付区分								
金額														払込 期限	年 月 日
本庁各課 (地方機関)名 払 込 場 所															
													領収の印		
上記の金額を払い込みます。															
年 月 日															

払込期限を過ぎたものは、
使用できません。

- 注 1 用紙寸法は、各片とも縦 210 ミリメートル（連続伝票にあつては、203 ミリメートル）横99ミリメートルとすること。
 2 再発行の場合は、払込書兼領収書欄の上部余白に「年 月 日 再発行」と、その他の欄の上部余白に「再発行」と朱書すること。
 3 払込場所は、「愛媛県指定金融機関 銀行 店、出納長等」の例により記入すること。
 4 会計の欄には、歳入歳出外現金等の区分を記入すること。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第 821 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県民環境部環境局自然保護課及び西条地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

平成18年5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 指定しようとする特別保護地区

(1) 名称

奥之院鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域

奥之院鳥獣保護区のうち、新宮ダムえん堤西端を起点とし、ここから同鳥獣保護区界をほぼ南西に進み、旧宇摩郡新宮村と旧伊予三島市との境界に至り、ここから更に同区界を北に進み、銅山川を渡り、同川左岸に至る。ここから同岸を下流に進み、同えん堤東端に至り、ここから同えん堤を渡り、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

(4) 保護に関する指針の案

奥之院鳥獣保護区のうち、新宮ダム周辺の特に良好な鳥獣の生息環境となっている地域について、特別保護地区に指定し、当地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。また、定期的な巡視を実施し、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県民環境部環境局自然保護課

愛媛県西条地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班

○愛媛県告示第 822 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県民環境部環境局自然保護課及び松山地方局産業経済部久万高原森林林業課において告示の日か

ら起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。
平成18年5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 指定しようとする特別保護地区

(1) 名称

岩屋寺鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域

岩屋寺鳥獣保護区のうち、上浮穴郡久万高原町直瀬乙1662番地5及び同町直瀬乙1662番地6並びに同町七鳥1286番地、同町七鳥1442番地、同町七鳥1443番地、同町七鳥1444番地、同町七鳥1466番地、同町七鳥1467番地、同町七鳥1468番地及び同町七鳥1471番地の岩屋寺の所有地の区域一円

(3) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

(4) 保護に関する指針の案

岩屋寺鳥獣保護区のうち、岩屋寺周辺の特に良好な鳥獣の生息環境となっている地域について、特別保護地区に指定し、当地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。また、定期的な巡視を実施し、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県民環境部環境局自然保護課

愛媛県松山地方局産業経済部久万高原森林林業課

○愛媛県告示第 823 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成18年5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は 名称	所 在 地	指 定 年 月 日
鈴木歯科医院	鈴木 伸二郎	越智郡上島町弓削下弓削227	平成18年 5月1日
宮内ひふ科	宮内 東 光	伊予郡松前町浜400	平成18年 5月1日
有限会社 二神薬局	有限会社 二神薬局	伊予郡松前町大字出作185番地	平成18年 5月1日
鬼北町立北宇和病院	鬼 北 町	北宇和郡鬼北町近永455番地1	平成18年 4月1日
中浦診療所	水 野 伸 二	南宇和郡愛南町中浦1554	平成18年 5月1日
愛南町国保一本松病院附属内海診療所魚神山出張所	愛 南 町	南宇和郡愛南町魚神山229	平成18年 4月1日
ひねのクリニック	日 根 野 尚	今治市馬越町四丁目5-1	平成18年 5月1日

二神歯科クリニック	二 神 昌 幸	宇和島市中央町一丁目4番10号	平成18年4月1日	たけもと整形外科クリニック	竹 本 勇 治	東温市野田二丁目100番2	平成18年5月1日
こばやし内科クリニック	小 林 卓 正	東温市野田二丁目102番地2	平成18年5月1日				

○愛媛県告示第 824 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

平成18年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
鬼北町	北宇和郡鬼北町大字近永800番地1	北宇和訪問看護ステーション	北宇和郡鬼北町大字近永455番地1	平成18年4月1日
株式会社東雲精工	新居浜市東雲町二丁目6番65号	訪問看護ステーションしのみ	新居浜市東雲町二丁目6番65号	平成18年5月9日

○愛媛県告示第 825 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成18年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

施術機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	指定年月日
星野鍼灸接骨院	星 野 泰 隆	今治市南高下町4-1	平成18年4月17日
八木接骨院	八 木 宏 之	四国中央市中曾根町796-3	平成18年4月10日

○愛媛県告示第 826 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成18年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称		開設者の氏名又は名称	所在地	変更年月日
旧	新			
国保一本松病院	愛南町国保一本松病院	愛南町	南宇和郡愛南町一本松5056番地2	平成18年4月1日
愛南町国民健康保険内海診療所	愛南町国保一本松病院附属内海診療所	愛南町	南宇和郡愛南町柏382	平成18年4月1日
内海診療所家串出張所	愛南町国保一本松病院附属内海診療所家串出張所	愛南町	南宇和郡愛南町家串1155	平成18年4月1日

○愛媛県告示第 827 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成18年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

二神歯科クリニック	二 神 理 江	宇和島市中央町一丁目4番10号	平成18年4月1日
久米医院	久 米 隆 夫	西条市大町712-2	平成18年4月1日

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	廃止年月日
愛媛県立北宇和病院	愛 媛 県	北宇和郡鬼北町近永455	平成18年4月1日
内海診療所魚神山出張所	愛 南 町	南宇和郡愛南町魚神山569	平成18年4月1日

○愛媛県告示第 828 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成18年5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人滴水会	今治市末広町一丁目5-5	介護予防センターよしの	今治市北宝来町三丁目2-10	平成18年4月27日
社会福祉法人白寿会	松山市天山二丁目5番5号	指定訪問リハビリステーション西安	八幡浜市大字大平1番耕地870番地2	平成18年4月27日
有限会社キャンパス	西条市丹原町池田1651-1	ベストケア・デイサービスセンター丹原	西条市丹原町池田1651-1	平成18年3月31日
有限会社ケアサービス菜の花	四国中央市三島金子一丁目9番16号	デイサービス菜の花	四国中央市中之庄町59番1	平成18年3月24日
生活協同組合コープえひめ	松山市朝生田町三丁目1番12号	コープえひめ福祉用具貸与事業所新居浜	新居浜市久保田町二丁目4番28号	平成18年4月28日
鎌倉 聡	伊予郡松前町鶴吉806番地	かまくら歯科クリニック	伊予郡松前町鶴吉806番地	平成18年4月1日
有限会社ウェルケアサービス	今治市恵美須町二丁目2番地1	ウェルすまいる	今治市恵美須町二丁目2番地1	平成18年5月10日
株式会社JAWA	東京都港区虎ノ門一丁目17番9号	さらさ湯ノ浦	今治市湯ノ浦22	平成18年5月8日
西日本商事株式会社	松山市久万ノ台1195番地	指定訪問介護事業所やすらぎ	今治市馬越町二丁目1番41号	平成18年5月12日
西日本商事株式会社	松山市久万ノ台1195番地	西日本商事株式会社今治営業所	今治市馬越町二丁目1番41号	平成18年5月12日
増田 潤	宇和島市佐伯町二丁目3-22	ますだクリニック	宇和島市伊吹町字シツソウ甲1155-7	平成18年4月1日
財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	財団法人正光会デイサービスセンターあゆみ	宇和島市大宮町三丁目2-10	平成18年4月20日
財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	財団法人正光会デイサービスセンター若葉	宇和島市津島町岩松甲579	平成18年4月20日
有限会社ケアステーション悠友	宇和島市丸之内四丁目3番13号	ケアステーション悠友	宇和島市丸之内四丁目3番13号	平成18年5月10日
中野吉朗	八幡浜市保内町喜木1番耕地240番地1	なかの泌尿器科	八幡浜市保内町喜木1番耕地240番地1	平成18年4月18日
中川 孝	大洲市東大洲若宮8番地7	東若宮中川脳神経外科クリニック	大洲市東若宮8番地7	平成18年4月18日
うま農業協同組合	四国中央市三島金子二丁目4番23号	JAUま居宅介護支援センター	四国中央市妻鳥町1525番地	平成18年3月1日
医療法人さくら会	東温市志津川89番地3	グループホーム菜の花	東温市志津川91番地3	平成18年4月17日
医療法人さくら会	東温市志津川89番地3	さくら倶楽部	東温市志津川89番地3	平成18年4月17日

○愛媛県告示第 829 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成18年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
西日本商事株式会社	松山市久万ノ台1195番地	指定居宅介護支援事業所やすらぎ	今治市馬越町二丁目 1 番41号	平成18年 5月12日

○愛媛県告示第 830 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（特定福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成18年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社さかい	西宇和郡伊方町高浦1059番地 1	福祉用具工房さかい	西宇和郡伊方町高浦1059番地 1	平成18年 4月 1日
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地 3	株式会社トーカイ大洲出張所	大洲市菅田町菅田甲1312番地 1	平成18年 4月13日
四国医療サービス株式会社	高知県高知市南竹島町35番地	四国医療サービス株式会社宇和島営業所	宇和島市高串 3 番耕地59番 4	平成18年 4月24日
四国医療サービス株式会社	高知県高知市南竹島町35番地	四国医療サービス株式会社福祉事業部新居浜営業所	新居浜市阿島1015番地59号	平成18年 5月12日
有限会社アクト・ヒューマンケア	福岡県福岡市南区老司二丁目 6 番地36	有限会社アクト・ヒューマンケア愛媛営業所	伊予市下吾川2022 - 1	平成18年 5月 1日

○愛媛県告示第 831 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成18年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人伊方町社会福祉協議会	西宇和郡伊方町湊浦866番地	伊方訪問介護事業所	西宇和郡伊方町湊浦866番地	平成18年 4月 1日
社会福祉法人伊方町社会福祉協議会	西宇和郡伊方町湊浦866番地	伊方老人デイサービスセンター	西宇和郡伊方町湊浦871番地 2	平成18年 4月 1日
社会福祉法人伊方町社会福祉協議会	西宇和郡伊方町湊浦866番地	伊方訪問入浴介護事業所	西宇和郡伊方町湊浦871番地 2	平成18年 4月 1日
社会福祉法人伊方社会福祉協会	西宇和郡伊方町湊浦861番地 1	短期入所生活介護事業所つわぶき荘	西宇和郡伊方町湊浦861番地 1	平成18年 4月 1日
社会福祉法人愛寿会	松山市東方町甲813番地	グループホーム瀬戸あいじゅ	西宇和郡伊方町川之浜594番地	平成18年 4月 1日

有限会社さかい	西宇和郡伊方町高浦1059番地1	福祉用具工房さかい	西宇和郡伊方町高浦1059番地1	平成18年4月1日
医療法人順風会	松山市天山二丁目3番30号	医療法人順風会八倉医院	伊予郡砥部町重光275番地1	平成18年4月7日
医療法人順風会	松山市天山二丁目3番30号	ヘルパーステーション八倉	伊予郡砥部町重光275番地1	平成18年4月7日
社会福祉法人伊方町社会福祉協議会	西宇和郡伊方町湊浦866番地	三崎訪問介護事業所	西宇和郡伊方町三崎1700番地16	平成18年4月1日
社会福祉法人伊方町社会福祉協議会	西宇和郡伊方町湊浦866番地	瀬戸訪問介護事業所	西宇和郡伊方町三机乙1087番地1	平成18年4月1日
社会福祉法人伊方町社会福祉協議会	西宇和郡伊方町湊浦866番地	三崎デイサービスセンター	西宇和郡伊方町三崎1700番地16	平成18年4月1日
社会福祉法人伊方町社会福祉協議会	西宇和郡伊方町湊浦866番地	瀬戸デイサービスセンター	西宇和郡伊方町三机乙1087番地1	平成18年4月1日
社会福祉法人伊方町社会福祉協議会	西宇和郡伊方町湊浦866番地	町見老人デイサービスセンター	西宇和郡伊方町九町6番耕地840番地14	平成18年4月1日
四国医療サービス株式会社	高知県高知市南竹島町35番地	四国医療サービス株式会社宇和島営業所	宇和島市高串3番耕地59番4	平成18年4月24日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	株式会社コムスン八幡浜ケアセンター	八幡浜市産業通4番16号	平成18年4月1日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	株式会社コムスン八幡浜中央ケアセンター	八幡浜市1569-14阿部貸店舗1F1号	平成18年4月1日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	株式会社コムスンほないケアセンター	八幡浜市保内町宮内1番耕地276番地1	平成18年4月1日
社会福祉法人ことぶき会	八幡浜市向灘229番地18	老人保健施設青葉荘	八幡浜市向灘229番地14	平成18年4月1日
医療法人福寿会	八幡浜市白浜通1579-39	宇都宮病院	八幡浜市白浜通1579-39	平成18年4月1日
社団法人八幡浜医師会	八幡浜市広瀬一丁目7番17号	八幡浜医師会訪問看護ステーション	八幡浜市広瀬一丁目7番17号	平成18年4月1日
社会福祉法人白寿会	松山市天山二丁目5番5号	ヘルパーステーション西安	八幡浜市大平1番耕地870番地5	平成18年4月1日
社会福祉法人白寿会	松山市天山二丁目5番5号	介護老人保健施設西安	八幡浜市大平1番耕地870番地2	平成18年4月5日
株式会社富士タクシー	八幡浜市1460番地103	富士介護サービス	八幡浜市1460番地103	平成18年4月1日
三泰商事有限公司	八幡浜市1478番地	介護支援ショップ八幡浜三泰商事有限公司	八幡浜市新町276番地1	平成18年4月11日
合資会社明希訪問介護センター	八幡浜市松柏折口丁388番6	合資会社明希訪問介護センター	八幡浜市松柏折口丁388番6	平成18年4月28日
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地3	株式会社トーカイ大洲出張所	大洲市菅田町菅田甲1312番地1	平成18年4月1日
三泰商事有限公司	八幡浜市1478番地	介護支援ショップ大洲三泰商事有限公司	大洲市東大洲9番地2	平成18年4月11日

三泰商事有限会社	八幡浜市1478番地	介護支援ショップ西予三泰商事有限会社	西予市宇和町坂戸330番5	平成18年4月11日
医療法人雄康会	四国中央市金生町下分1423	グループホームレオナ	四国中央市金生町下分1423	平成18年4月1日
社会福祉法人東温市社会福祉協議会	東温市田窪300番地2	社会福祉法人東温市社会福祉協議会	東温市田窪300番地2	平成18年4月25日
医療法人さくら会	東温市志津川89番地3	池川内科・神経内科	東温市志津川89番地3	平成18年4月17日
医療法人さくら会	東温市志津川89番地3	グループホーム菜の花	東温市志津川91番地3	平成18年4月17日
医療法人さくら会	東温市志津川89番地3	さくら倶楽部	東温市志津川89番地3	平成18年4月17日
医療法人順風会	松山市天山二丁目3番30号	ヘルパーステーション長安	東温市志津川129番地1	平成18年4月18日
医療法人順風会	松山市天山二丁目3番30号	医療法人順風会老人保健施設長安	東温市志津川129番地1	平成18年4月18日
社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘平城2139	愛南町社協御荘訪問介護事業所	南宇和郡愛南町御荘平城2139	平成18年4月1日
社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘平城2139	愛南町社協内海訪問介護事業所	南宇和郡愛南町柏434-1	平成18年4月1日
社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘平城2139	愛南町社協一本松訪問介護事業所	南宇和郡愛南町一本松5049-1	平成18年4月1日
社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘平城2139	愛南町社協城辺訪問介護事業所	南宇和郡愛南町城辺甲2420	平成18年4月1日
社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘平城2139	愛南町社協西海訪問介護事業所	南宇和郡愛南町榎月212-1	平成18年4月1日
社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘平城2139	愛南町社協御荘訪問入浴事業所	南宇和郡愛南町御荘平城2139	平成18年4月1日
社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘平城2139	愛南町社協指定通所介護事業所	南宇和郡愛南町榎月212-1	平成18年4月1日
有限会社サン・ケアワーク	南宇和郡愛南町城辺甲1988	有限会社サン・ケアワーク	南宇和郡愛南町城辺甲1988	平成18年4月1日
社団法人南宇和郡医師会	南宇和郡愛南町城辺甲1988番地	老人保健施設なんぐん館	南宇和郡愛南町御荘深泥703番地2	平成18年4月1日
社団法人南宇和郡医師会	南宇和郡愛南町城辺甲1988番地	南宇和郡医師会訪問看護ステーション	南宇和郡愛南町御荘深泥703番地2	平成18年4月1日
社会福祉法人御荘福祉施設協会	南宇和郡愛南町御荘平城5272	指定短期入所生活介護事業所自在園	南宇和郡愛南町御荘平城5272	平成18年4月1日
社会福祉法人御荘福祉施設協会	南宇和郡愛南町御荘平城5272	デイサービスセンター自在	南宇和郡愛南町御荘平城5272	平成18年4月1日
宇和島地区広域事務組合	宇和島市曙町1	老人短期入所施設一本松荘	南宇和郡愛南町中川1438-1	平成18年4月1日
宇和島地区広域事務組合	宇和島市曙町1	デイサービス施設一本松荘	南宇和郡愛南町中川1438-1	平成18年4月1日

宇和島地区広域事務組合	宇和島市曙町1	老人短期入所施設柏寿園	南宇和郡愛南町柏1542-1	平成18年4月1日
宇和島地区広域事務組合	宇和島市曙町1	デイサービス施設柏寿園	南宇和郡愛南町柏1542-1	平成18年4月1日
宇和島地区広域事務組合	宇和島市曙町1	老人短期入所施設城辺みしま荘	南宇和郡愛南町城辺乙561	平成18年4月1日
宇和島地区広域事務組合	宇和島市曙町1	デイサービス施設城辺みしま荘	南宇和郡愛南町城辺乙561	平成18年4月1日
有限会社福岡メディカル	南宇和郡愛南町一本松5180	有限会社福岡メディカル	南宇和郡愛南町一本松5180	平成18年4月1日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	株式会社コムスン愛南ケアセンター	南宇和郡愛南町御荘平城437-1	平成18年4月1日
有限会社愛南福祉サービス	南宇和郡愛南町城辺甲1970	有限会社愛南福祉サービス	南宇和郡愛南町城辺甲1970	平成18年4月1日
財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	デイサービスセンター結い	南宇和郡愛南町御荘平城3778-1	平成18年4月1日
四国医療サービス株式会社	高知県高知市南竹島町35番地	四国医療サービス株式会社福祉事業部新居浜営業所	新居浜市阿島1015番地59号	平成18年5月12日
有限会社アクト・ヒューマンケア	福岡県福岡市南区老司二丁目6番地36	有限会社アクト・ヒューマンケア愛媛営業所	伊予市下吾川2022-1	平成18年5月1日

○愛媛県告示第832号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（地域包括支援センター）を次のように指定した。

平成18年5月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（地域包括支援センター）の名称	主たる事務所の所在地	地域包括支援センター		指定年月日
		名称	所在地	
伊方町	西宇和郡伊方町湊浦1993番地1	伊方町地域包括支援センター	西宇和郡伊方町湊浦1993番地1	平成18年4月21日
八幡浜市	八幡浜市北浜一丁目1番1号	八幡浜市地域包括支援センター	八幡浜市松柏乙1101番地	平成18年4月1日
社会福祉法人東温市社会福祉協議会	東温市田窪300番地2	東温市地域包括支援センター	東温市田窪300番地2	平成18年4月1日
久万高原町	上浮穴郡久万高原町久万212番地	久万高原町地域包括支援センター	上浮穴郡久万高原町久万71番地1	平成18年4月4日
愛南町	南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	愛南町地域包括支援センター	南宇和郡愛南町城辺甲2487番地	平成18年4月1日

○愛媛県告示第833号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成18年5月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社さかい	西宇和郡伊方町高浦1059番地1	福祉用具工房さかい	西宇和郡伊方町高浦1059番地1	平成18年4月1日
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴町2025番地3	株式会社トーカイ大洲出張所	大洲市菅田町菅田甲1312番地1	平成18年4月13日
四国医療サービス株式会社	高知県高知市南竹島町35番地	四国医療サービス株式会社宇和島営業所	宇和島市高串3番耕地59番4	平成18年4月24日
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴町2025番地3	株式会社トーカイ宇和島出張所	宇和島市保手二丁目7-16	平成18年4月1日
三泰商事有限会社	八幡浜市1478番地	介護支援ショップ八幡浜三泰商事有限会社	八幡浜市新町276番地1	平成18年4月11日
三泰商事有限会社	八幡浜市1478番地	介護支援ショップ大洲三泰商事有限会社	大洲市東大洲9番地2	平成18年4月11日
三泰商事有限会社	八幡浜市1478番地	介護支援ショップ西予三泰商事有限会社	西予市宇和町坂戸330番5	平成18年4月11日
有限会社サン・ケアワーク	南宇和郡愛南町城辺甲1988	有限会社サン・ケアワーク	南宇和郡愛南町城辺甲1988	平成18年4月1日
有限会社福岡メディカル	南宇和郡愛南町一本松5180	有限会社福岡メディカル	南宇和郡愛南町一本松5180	平成18年4月1日
有限会社愛南福祉サービス	南宇和郡愛南町城辺甲1970	有限会社愛南福祉サービス	南宇和郡愛南町城辺甲1970	平成18年4月1日
四国医療サービス株式会社	高知県高知市南竹島町35番地	四国医療サービス株式会社福祉事業部新居浜営業所	新居浜市阿島1015番地59号	平成18年5月12日
有限会社アクト・ヒューマンケア	福岡県福岡市南区老司二丁目6番地36	有限会社アクト・ヒューマンケア愛媛営業所	伊予市下吾川2022-1	平成18年5月1日

○愛媛県告示第 834 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成18年5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社井手リース	新居浜市松の木町1-14	デイサービス竹トンボ	（変更後） 新居浜市落神町3番11号	平成18年3月10日
			（変更前） 新居浜市落神町乙173-59	
愛媛医療生活協同組合	松山市中村3-1-1	訪問看護ステーションごしき	（変更後） 伊予市米湊736-3	平成18年1月11日
			（変更前） 伊予市米湊815-6	

○愛媛県告示第 835 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成18年5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社井手リース	新居浜市松の木町1-14	居宅介護支援事業所竹トンボ	(変更後) 新居浜市落神町3番11号	平成18年3月10日
			(変更前) 新居浜市落神町乙173-59	
愛媛医療生活協同組合	松山市中村3-1-1	指定居宅介護支援事業所伊予診療所	(変更後) 伊予市米湊736-3	平成18年1月11日
			(変更前) 伊予市米湊815-6	

○愛媛県告示第 836 号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。
平成18年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名称	所在地	開設者名
藤石病院	東温市志津川1843番地1	医療法人こまくさ会

○愛媛県告示第 837 号

次の診療所は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急診療所である。
平成18年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
藤石医院	東温市志津川1843番地1	医療法人こまくさ会	平成21年5月21日まで

○愛媛県告示第 838 号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次のとおり医療機関を指定した。
平成18年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	開設者の氏名又は名称	名称	所在地	指定年月日
2753	水野伸二	中浦診療所	南宇和郡愛南町中浦1554	平成18年5月8日
2754	医療法人 さとう内科クリニック	さとう内科クリニック	今治市大新田町三丁目4-8	平成18年5月9日
2755	医療法人 いしづちやまクリニック	いしづちやまクリニック	西条市周布921	平成18年5月10日
2756	医療法人 弁財天耳鼻咽喉科クリニック	弁財天耳鼻咽喉科クリニック	西条市大町613-3	平成18年5月10日
2757	医療法人 松田循環器科内科	松田循環器科内科	西条市三津屋南13-50	平成18年5月10日
2758	狩山憲二	かりやま整形外科	西条市大町701-2	平成18年5月10日

10651	有限会社 葉寿	葉寿マリン薬局	八幡浜市大平1-774-5	平成18年4月24日
10652	有限会社 真成堂	真成堂セリ薬局	西条市大町703-3	平成18年5月1日
10653	有限会社 ころ	もりや調剤薬局	西条市朔日市310-2	平成18年5月2日

○愛媛県告示第 839 号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により指定した次の指定医療機関は、廃止年月日欄に掲げる日に廃止されたので、同項の規定による指定医療機関の指定の効力は、同日をもって消滅した。
平成18年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	開設者の氏名又は名称	名称	所在地	廃止年月日
1193	弓立恒善	弓立整形外科医院	今治市南日吉町二丁目3-20	平成18年4月30日
2630	佐藤政晃	さとう内科クリニック	今治市大新田町三丁目4-8	平成18年4月30日
2674	中川秀和	いしづちやまクリニック	西条市周布921	平成18年4月30日
2705	篠原孝之	弁財天耳鼻咽喉科クリニック	西条市大町613-3	平成18年4月30日
2714	松田昌三	松田循環器科内科	西条市三津屋南13-50	平成18年4月30日
2735	水野伸二	中浦診療所	南宇和郡愛南町中浦1268-1	平成18年4月30日
10095	秋山一恵	あきやま薬局	新居浜市高津町1-15	平成18年4月30日
10141	有限会社 庄野	庄野薬局飯岡店	西条市飯岡字西原2019	平成15年7月31日
10402	守谷弘子	もりや調剤薬局	西条市朔日市310-2	平成13年7月22日
10605	有限会社 アメニティ・ライフ・エイド	飯岡調剤薬局	西条市飯岡字西原2019	平成18年4月22日

○愛媛県告示第 840 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成18年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年月日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
小 松 次 郎	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	愛媛県立今治病院	今治市石井町四丁目5番5号	平成18年 4月1日
山 田 啓 之	愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	〃
片 山 均	〃	〃	〃	〃	〃
藤 田 勝	〃	〃	宇和島社会保険病院	宇和島市賀古町二丁目1番37号	〃
中 山 温 広	医療法人愛媛会石川病院	四国中央市上分町732番地1	財団法人積善会附属十全総合病院	新居浜市北新町1番5号	〃
藤 井 裕 子	財団法人積善会附属十全総合病院	新居浜市北新町1番5号	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市字榎ヶ坪269番地1	〃
吉 井 豊 史	愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	喜多医師会病院	大洲市徳森字小鳥越2632-3	〃
山 中 俊 作	市立津島病院	宇和島市津島町高田丙15番地	市立大洲病院	大洲市西大洲甲570番地	〃
山 川 久 秀	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市字榎ヶ坪269番地1	〃	〃	〃
森 信 幹 彦	宇和島社会保険病院	宇和島市賀古町二丁目1番37号	医療法人愛媛会石川病院	四国中央市上分町732番地1	〃
手 塚 優 子	西条中央病院	西条市朔日市804番地	愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	〃
岡 部 健 一	旭川荘南愛媛病院	北宇和郡鬼北町永野市1607番地	鬼北町立北宇和病院	北宇和郡鬼北町大字近永455番地	〃
市 川 晴 久	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡愛南町城辺甲2433-1	〃
柴 田 薫 行	大洲中央病院	大洲市東大洲5番地	住友別子病院	新居浜市王子町3番1号	平成18年 4月7日
山 内 隆	愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	西条中央病院	西条市朔日市804番地	平成18年 4月20日
中 村 真 胤	愛媛県立今治病院	今治市石井町四丁目5番5号	〃	〃	〃

○愛媛県告示第 841 号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成18年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届 出 年 月 日
心 臓 機 能 障 害	心臓血管外科	喜多医師会病院	林 弘 樹	大洲市徳森字小鳥越2632-3	平成 18年 3月31日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	愛媛県立三島病院	宮 崎 始	四国中央市中之庄町1684番地2	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	〃	松 岡 欣 也	〃	〃
肢体不自由・ぼうこう又は直腸機能障害	〃	愛媛県立北宇和病院	吉 山 広 嗣	北宇和郡鬼北町大字近永455番地	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	松野町国民健康保険中央診療所	長 井 巖	北宇和郡松野町大字延野々1406-4	平成 18年 4月12日

"	"	愛媛労災病院	西岡幹夫	新居浜市南小松原町13番27号	平成18年4月17日
"	"	"	中村陽平	"	"
"	"	"	田中芳紀	"	"
"	小児科	"	矢口善保	"	"
"	"	"	小西行彦	"	"
心臓・じん臓機能障害	循環器科	"	吉野敬子	"	"
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	"	清水公治	"	"
肢体不自由・心臓・じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	外科	"	林雅太郎	"	"
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	心臓血管外科	"	白澤文吾	"	"
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	小児科	旭川荘南愛媛病院	大森啓充	北宇和郡鬼北町永野市1607番地	平成18年4月28日

○愛媛県告示第 842 号

肥料取締法（昭和25年法律第 127 号）第12条第 2 項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成18年 5月30日

愛媛県知事 加戸守行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成24年6月6日	愛媛県第1252号	炭酸カルシウム肥料	園芸用苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 10.0	公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1446番地2
平成21年6月5日	愛媛県第1236号	魚廃物加工肥料	日振島漁協魚廃物加工肥料	窒素全量 6.0 りん酸全量 1.5	公定規格のとおり	日振島漁業協同組合 愛媛県宇和島市日振島1682番地

○愛媛県告示第 843 号

四国中央市から協議のあった市営土地改良事業（ほ場整備事業・大境西地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年 5月30日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
市営土地改良事業（ほ場整備事業・大境西地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成18年 5月31日から 6月27日まで
- 縦覧場所
四国中央市役所土居総合支所

○愛媛県告示第 844 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、大洲市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成18年 5月30日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（農道）	久米地区	平成18年 3月25日

○愛媛県告示第 845 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成18年 5月30日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用道路整備事業	朝倉下地区	平成17年 3月15日

○愛媛県告示第 846 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成18年 5月30日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	朝倉下地区	平成18年 3月27日

○愛媛県告示第 847 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成18年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ほ場整備事業	永長地区	平成18年 3月20日

○愛媛県告示第 848 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成18年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 保安林の所在場所

今治市玉川町龍岡上字大田丁27の 2、字石ヶ内丁96、丁98の 1、丁 116、丁 117、丁 118 の 1、丁 120 の 3、丁 121、丁 122 の 1 から丁 122 の 3 まで、丁 170、丁 173、丁 180 の 9、丁 180 の14、丁 180 の18、字石ヶ内奥丁 182、丁 187、丁 189 の 2、字力石丁 222 の 1、字中ノ村丁 325 の 2、丁 327 の 2、玉川町木地字イノ谷辛 5 の 4、字上ミ成己 699、玉川町鈍川字カケ谷庚 736

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 849 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 解除に係る保安林の所在場所

上浮穴郡久万高原町直瀬乙1450の 2、乙1617の 3 から乙1617の 5 まで、乙1617の 8、乙1628の 3、乙1631の 4

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2(1) 解除に係る保安林の所在場所

西条市福武字八堂乙27の22、乙27の23（以上 2 筆国有

林）、乙27の17、乙27の21、乙27の24、乙27の26

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

3(1) 解除に係る保安林の所在場所

四国中央市土居町上野丙 302 の 2、丙 303 の 5

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

4(1) 解除に係る保安林の所在場所

西条市福武字八堂乙27の22、乙27の23（以上 2 筆国有林）、乙27の17、乙27の21、乙27の24、乙27の26、新居浜市萩生字小河山2959の47、2959の51、2959の52、2961の54、2961の55

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

○愛媛県告示第 850 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第33条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成18年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

今治市玉川町龍岡上字岩門丁 434 の 1、丁 434 の 8

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

今治市玉川町龍岡上字大田奥丁 181 の 1、字石ヶ内奥丁 189 の 1、字藤子丁 190 の 1 から丁 190 の 6 まで、字藤ヶ峰丁 198 の 1、丁 198 の 2、字松原谷丁 213 の 1、丁 213 の 6、丁 213 の21、丁 213 の29、丁 213 の42、字力石丁 253、字ゴヨウノ谷丁 254 の 1、丁 254 の 4 から丁 254 の 6 まで、字流し谷丁 255 の 1 から丁 255 の 3 まで、字中通リラク丁 411 の 1、丁 411 の 2、字中ノ村ケタ丁 416 の 1、字ハナピラ丁 423 の 1 から丁 423 の 3 まで、字鳴野丁 424 の 1 から丁 424 の 3 まで、字岩門丁 427 の 4、丁 427 の 8、丁 427 の12、丁 427 の16、丁 427 の20、丁 427 の21、丁 429、字ヤゲン谷丁 435 の 1、丁 435 の 5、丁 435 の 6、丁 435 の 9、字大平谷丁 436 の 1、字島ヶ谷丁 446 の 4、字ウトウ谷丁 444 の 6、丁 4

44の11、丁 444 の14、字下谷丁 452、玉川町龍岡下字スミヤタニ丁 259 の 1、丁 259 の32、丁 267 の 1、字能智丁 390 の 1、丁 390 の 6、丁 390 の12

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 851 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第33条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成18年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西条市小松町新屋敷字半吉乙12の 1

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西条市小松町新屋敷字本谷乙21の 1

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字本谷乙21の 1（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 852 号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成18年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 公共測量（松山北部土地区画整理事業）
- 2 作業期間 平成18年 2月28日から
平成18年 4月28日まで
- 3 作業地域 松山市堀江町、内宮町、馬木町、平田町、高木町の一部

○愛媛県告示第 853 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	197号	八幡浜市保内町宮内288番 1 から 同町宮内249番 1 まで	旧	メートル 11.4~29.3	キロメートル 0.294	
			新	17.0~35.0	0.294	

○愛媛県告示第 854 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
18松局建(開)第9号 平成18年5月19日	伊予郡松前町大字筒井字上又947番6	伊予郡松前町大字浜483番地3 宮内千春

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年5月30日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年5月19日	NPO法人 ころころ	丹直文	松山市森松町1113番地1	この法人は、障害者の自立と社会参加を進めるため、障害者の働く機会の提供と障害者が地域で生活する環境づくり等を図りながら、障害者と健全者が共生できる社会づくりの推進に寄与することを目的とする。

教育委員会公告

○公 告

平成19年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施について

教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第11条の規定により、平成19年度愛媛県公立学校教員採用選考試験を次の要領で実施する。

平成18年5月30日

愛媛県教育委員会

教育長 野本俊二

1 第1次選考試験の区分、期日及び場所

区 分	期 日	場 所
小 学 校 教 員	平成18年7月25日(火) から28日(金)まで	松山市立道後中学校 (松山市上市一丁目3番57号) 松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)
中 学 校 教 員 (各教科)	平成18年7月25日(火) から28日(金)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)
高等学校教員 (各教科(科目))	平成18年7月25日(火) から28日(金)まで	松山北高等学校 (松山市文京町4番地1)
盲学校・聾学校 ・養護学校教員	平成18年7月25日(火) から28日(金)まで	
養 護 教 員	平成18年7月25日(火) から27日(木)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)

- 注1 区分間の併願は、認めない。
- 2 場所等を変更することがある。

2 第2次選考試験

第2次選考試験の詳細は、第1次選考試験に合格した者に通知する。

3 受験申込受付期間

平成18年6月1日(木)から30日(金)まで(郵送による場合は、同日までの消印のあるものは受け付ける。)

4 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 試験の区分に相当する教員普通免許状を有する者又は平成19年3月31日までにこの免許状を取得する見込みの者で大学等で証明が得られるもの
- (2) 昭和47年4月2日以降に出生した者。ただし、高等学校の農業又は商業の教員志願者については、昭和42年4月2日以降に出生した者
なお、他の都道府県で学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校の教員として勤務している者(期限付任用又は臨時的任用である者を除く。)については、年齢を制限しない。
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号及び学校教育法第9条各号のいずれにも該当しない者

5 受験申込手続及び試験方法

平成19年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項(以下「志願要項」という。)を参照すること。

6 志願要項及び出願関係用紙の請求方法

(1) 請求先

志 願 種 別	あ て 先
小学校教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
中学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912 2942
高等学校教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
盲学校・聾学校・養護学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 電話(089)912 2952
養護教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912 2942

(2) 請求方法

封筒の表に「教員採用選考試験志願要項請求」と朱書し、140円切手をはった、あて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して請求すること。

(3) インターネットによる交付

上記の方法によるほか、愛媛県のホームページから印刷して取り出すことができる。